地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第百四十四条の九第三項の規定によって、次の者の軽油引取税の特約業者の指定を取り消した旨、西部県税事務所長から報告があった。

令和八年六月一日

広島県知事　横　田　美　香

名称（氏名）	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
広島通産株式会社	広島市南区宇品西四丁目一番六六号	令和八年五月一九日